

- “关于加强音像制品和电子出版物样本缴送工作的通知”. 110 法律咨询. 2007-01-24.
http://www.110.com/fagui/law_195218.html, (参照 2012-11-15).
- (21) “新闻出版总署通知要求: 各种出版物应在 30 日内缴送样本”. 中华人民共和国新闻出版总署. 2011-03-29.
<http://www.gapp.gov.cn/cms/html/21/367/201103/714141.html>, (参照 2012-11-15).
- (22) 李. 前掲. p. 5-6.
- (23) “出版物缴送”. 中国国家图书馆·中国国家数字图书馆.
http://www.nlc.gov.cn/dsb_footer/dsb_zcwm/dsb_cbwjs/, (参照 2012-11-15).
- (24) “中华人民共和国学位条例暂行实施办法”. (1981 年 5 月 20 日国务院通知). 第 23 条で「審査を通過した修士論文及び博士論文は、学位授与機関の図書館に 1 部を提出し保存しなければならない。審査を通過した博士論文はさらに北京図書館（訳註：現在の中国国家図書館）及び関係の専門図書館に各 1 部ずつ提出し保存しなければならない。」と規定する。
 中华人民共和国学位条例暂行实施办法. 国务院法制办公室. 1981-05-20.
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/198105/19810500268703.shtml>, (参照 2012-11-15).
- (25) 姚蓉ほか. 网络环境下国家图书馆学位论文资源建设构想. 国家图书馆学刊. 2012 年第 3 期, p. 67.
- (26) 前掲. p. 65.
- (27) 国立国会図書館関西館図書館協力課. 前掲. p. 42.
- (28) 姚. 前掲. p. 67.
- (29) 前掲. p. 65.
- (30) 邓. 前掲. p. 6.
- (31) 前掲. p. 5-6.
- (32) 李. 前掲. p. 8.
- (33) 「天津市图书馆杂志新闻管理条例」「深圳经济特区公共图书馆条例」「北京市图书馆条例」「湖北省公共图书馆条例」「上海市公共图书馆管理方法」「浙江省公共图书馆管理方法」「山东省公共图书馆管理方法」などに、納本に関する規定がある。
 邓. 前掲. p. 4.
 孙雷. 中外图书馆样本缴送制度比较分析. 中国人大网. 2009-03-25.
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/rdlt/fzjs/2009-03/25/content_1495035.htm, (参照 2012-11-15).
- (34) 邓. 前掲. p. 5.
 なお、中国国家図書館における一般図書の基本的な収集部数は、納本 3 部、購入 2 部の計 5 部である。
- (35) 邓. 前掲. p. 6.
- (36) 李丹. 论出版物样本缴送中的重印书问题. 国家图书馆学刊. 2011 年第 4 期, p. 9-13, 50.
- (37) ウェブサイトの収集に際しては、収集した後に許諾を得る方法を採用し、許諾が得られなかった場合は削除している。
 李春明. “中国国家図書館におけるネットワーク情報保存の現状と将来計画”. 国立国会図書館. 2009-11-26.
http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/theme1_nlc.pdf, (参照 2012-11-15).
- (38) “国务院法制办就出版管理条例送审稿征求意见（全文）”. 中国网.
http://www.china.com.cn/policy/txt/2011-01/25/content_21814619.htm, (参照 2012-11-15).
- (39) 胡洁ほか. 网络出版物缴送制度设计中的版权问题研究. 国家图书馆学刊. 2011 年第 4 期, p. 18.
- (40) “信息网络传播权保护条例”. 中华人民共和国中央人民政府. 2011-01-25.
http://www.gov.cn/flfg/2006-05/29/content_294075.htm, (参照 2012-11-15).
- (41) 情報ネットワーク送信権保護条例第 7 条全文は次のとおり。「図書館、文書館、記念館、博物館及び美術館等は著作権者の許諾を得ることなく、情報ネットワークを通じて当該館の庁舎内のサービス対象に対し、当該館が収蔵する適法に出版されたデジタル著作物及び法に基づき版本を陳列し、又は保存する必要があるため法に基づきデジタル形式で複製される著作物を提供し、著作権者に対しその対価を支払わないことができる。ただし、直接又は間接に経済的利益を取得してはならない。当事者が別に定めるものは除く。（第 2 項）版本を陳列し、又は保存する必要があるためデジタル形式で複製される前項所定の著作物は、既に毀損し、若しくは毀損に瀕し、遺失し、窃取され、又はその保存様式が既に時代に遅れており、かつ市場において購入するべきがなく、若しくは表示されている価格を明らかに上回る価格でのみ購入することができる著作物でなければならない。」
- (42) 情報ネットワーク送信権保護条例第 4 条全文は次のとおり。「情報ネットワーク送信権を保護するため、権利者は技術的措置を講ずることができる。（第 2 項）いかなる組織及び個

人も、技術的措置を故意に回避し、又は破壊してはならず、主として技術的措置の回避又は破壊に用いる装置又は部品を故意に製造し、輸入し、又は公衆に対し提供してはならず、かつ、他人が技術的措置を回避し、又は破壊するため、技術サービスを故意に提供してはならない。ただし、法律又は行政法規の規定により回避することができる場合を除く。」

(43) 胡. 前掲. p. 19.

(44) 関連文献として、以下の文献がある。
 冯守仁. 《公共图书馆法》呈缴本制度的立法研究. 中国图书馆学报. 2010, 36 (190), p. 67-74.

[受理：2012-11-15]

著作権法で認められる場合以外で、視覚障害その他の理由でこの雑誌を活字のままでは読むことのできない人の利用に供するために、著作権者の許諾が必要な方は、国立国会図書館まで御連絡ください。

連絡先 国立国会図書館関西館図書館協力課
 住 所 〒619-0287
 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
 電話番号 0774-98-1448